

事務連絡  
平成26年1月

公益社団法人全国産業廃棄物連合会 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部  
産業廃棄物課

### PCB廃棄物の適正処理の徹底について（依頼）

産業廃棄物処理の推進につきましては、日ごろより御尽力賜り感謝申し上げます。  
さて、PCB廃棄物については、廃棄物処理法及びPCB特別措置法に基づいて、事業者において適切な処理を行っていただく必要があります。

これに対し、都道府県市を対象とした調査によれば、年間20～40件程度のPCBの漏えい事案、年間30～50件程度のPCB廃棄物の紛失事案及び年間20～30件程度のPCB廃棄物の不適正処分事案が発生（別紙1）しており、これによる環境汚染が懸念されています。また、不適切な処分を行うことにより検挙に至る事案も発生（別紙2）しています。

また、「今後のPCB廃棄物の適正処理推進について」（平成24年8月 PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会 ※）においても、保管事業者及び関係事業者が適正な保管・処分に関する責務を有することについて、あらゆる機会を捉え、関係者の理解の増進を図ることの必要性が指摘されているところです。

これを踏まえ、環境省では、別添のとおり保管事業者向け及び関係事業者向けパンフレットを作成いたしましたので、貴連合会会員に配布いただき、PCB廃棄物の適正な処理の徹底について周知いただくようお願いいたします。

（別紙1）PCB廃棄物に係る漏えい・紛失等の事例について

（別紙2）廃棄物処理法違反、PCB特別措置法違反、組織犯罪処罰法違反による事件概要

※検討委員会報告書 <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15598>

（別添）

#### （1）保管事業者向けパンフレット

「PCB廃棄物を保管している事業者のみなさまへ」

#### （2）産廃・リサイクル業者向けパンフレット

「トランス、コンデンサを廃棄・リサイクルする前にPCBが含まれているか否かの確認を必ずしてください。」

## PCB廃棄物に係る漏えい・紛失等の事例について

都道府県・政令市に対し、平成20年度以降に発生したPCB廃棄物に係る漏えい事案、紛失事案、不適正処理事案、不法投棄事案について情報提供を求め、報告のあった事例をとりまとめた。

なお、東日本大震災の影響により紛失等した事案については、集計から除いている。

調査実施時期：平成23年9月、平成24年6月、平成25年9月

対象：都道府県（47）及び廃棄物処理法政令市（65市）（回答率：100%）

### 1. 漏えい事案

年度	件数	漏えいしたPCB廃棄物の台数				
		高圧トランス・コンデンサ		安定器	絶縁油	その他 (汚染物等)
		高濃度	微量汚染			
平成20年度	35	3	47	1	—	—
平成21年度	43	5	29	2	—	—
平成22年度	42	6	24	0	—	—
平成23年度	21	4	17	0	—	—
平成24年度	27	7	16	0	1	4

#### (事例1)

- ・市職員が、定期的な立ち入り検査時に漏えいを発見。
- ・屋外の専用保管庫に抜油済みを含むコンデンサ（高濃度26台）及び絶縁油（165ℓ）を保管している事業者が、保管庫内部において抜油済みと考えていたコンデンサから最大で約120ℓの絶縁油を漏洩させた。
- ・漏洩した絶縁油は、保管庫外部の土壌等からも検出されたため、生活環境保全上の支障が生じるおそれがあることから、廃棄物処理法に基づく措置命令を発出した。

#### (事例2)

- ・廃ビルの解体工事中に、重機がトランスに接触。トランスが損傷し、PCB廃油が漏出。

#### (事例3)

- ・高圧コンデンサの濃度測定の際に機器に小さな穴を開けたため、その穴をガムテープでふさいでいた。
- ・処分の運搬の際に、その穴から漏洩。ウエスで拭き取り。拭き取ったウエスは、PCB汚染物として処理予定。

## 2. 紛失事案

年度	件数	紛失したPCB廃棄物の台数				
		高圧トランス・コンデンサ		安定器	絶縁油	その他 (汚染物等)
		高濃度	微量汚染			
平成20年度	34	49	5	170	—	—
平成21年度	47	51	23	14	—	—
平成22年度	42	47	16	51	—	—
平成23年度	35	28	14	302	—	—
平成24年度	55	37	44	62	3	4

### (事例4)

・キュービクル内に保管していたコンデンサが、キュービクルごと盗難に遭った。運搬先等は確認できていない。

### (事例5)

・破産し行方不明となった保管事業者の保管場所において、保管されているはずのPCB廃棄物がないことが判明。  
(高圧コンデンサ(高濃度) 1台)

### (事例6)

・閉鎖した工場に保管されていたPCB廃棄物が土地・建物の賃貸借を繰り返す内に紛失していたことが判明したため、当時の経営者から県条例に基づく紛失届が提出された。現在も紛失したPCB廃棄物の行方は届出者により調査中である。  
(高圧コンデンサ(高濃度) 2台)

### 3. 不適正処分事案

年度	件数	不適正処分されたPCB廃棄物の台数				
		高圧トランス・コンデンサ		安定器	絶縁油	その他 (汚染物等)
		高濃度	微量汚染			
平成20年度	24	7	13	32	—	—
平成21年度	15	4	59	214	—	—
平成22年度	22	9	21	74	—	—
平成23年度	32	5	48	162	—	—
平成24年度	37	18	39	251	1	3

#### (事例7)

・微量PCB混入電気機器である使用中の高圧トランス2台の更新工事を行った際、2台とも廃棄してしまい、追跡調査の結果、転売されていたことが判明、最終転売先は不明。

#### (事例8)

・通報を受け金属くず買取業者に立入を行ったところ、抜油済み電気機器約40台が保管されていた。PCB分析を実施させたところ、5台から微量PCBが検出。現在、排出事業者を追跡中。

#### (事例9)

・不動産を解体する際に、そこにPCB電気工作物が含まれているという認識が薄く、廃高圧コンデンサ（高濃度）1台を金属くずとしてリサイクル業者に渡し、その後の行方は分からなくなっている。

・売買契約書にはPCBに関する記述がなされていたが、売却者から不動産購入者に対して十分な情報提供がなされていなかったこと、購入者のPCBに関する知識が少なかったことが紛失の原因と考えられる。

#### 4. 不法投棄事案

年度	件数	不法投棄されたPCB廃棄物の台数				
		高圧トランス・コンデンサ		安定器	絶縁油	その他 (汚染物等)
		高濃度	微量汚染			
平成20年度	5	6	6	20	—	—
平成21年度	9	4	8	0	—	—
平成22年度	5	4	0	0	—	—
平成23年度	5	4	13	0	—	—
平成24年度	5	3	3	0	0	0

(事例 10)

〔 ・ マンションのゴミ捨場に高圧コンデンサ（高濃度）が不法投棄されていた。 〕

(事例 11)

〔 ・ 建設工事現場から、埋設された高圧トランス等 12 台が発見されたもの。うち 1 台は、型式から高濃度 PCB 含有機器であると考えられる。機器の廃棄時期は、PCB 特措法の施行前の可能性が高い  
 高圧トランス・コンデンサ（高濃度）1 台  
 高圧トランス・コンデンサ（微量）6 台 〕

(事例 12)

〔 ・ 市道に高圧コンデンサ（高濃度 2 台）及び安定器（20 台）が不法投棄されていた。 〕

廃棄物処理法違反、PCB特別措置法違反、組織犯罪処罰法違反による事件概要

PCB廃棄物の流れ

